

奈良市公報

号外第14号

平成26年3月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例	1
○奈良市防災会議条例の一部を改正する条例	2
○奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
○奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	3
○奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例	3
○奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	3
○奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	5
○奈良市学校給食費の管理に関する条例	5
○奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例	5
○奈良市都市下水路条例	8
○奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	10
○奈良市下水道条例の一部を改正する条例	10
○奈良市農業排水処理施設条例の一部を改正する条例	10
○奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	11
○奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11

規 则

○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	12
○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の待遇等に関する規則の一部を改正する規則	13

告 示

○一般競争入札の実施（2件）	13
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の当選人	14
○放置自転車等の保管	14
○一般競争入札の実施	14
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	15
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	15
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	15

○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	15
○放置自転車等の保管	16
○平成25年度奈良市一般会計補正予算等の要領	16
○奈良市電気自動車充電設備設置補助金交付要綱の一部を改正する告示	23
○街区の区域及び街区符号の変更	24
○地縁による団体の認可	24
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	24
○放置自転車等の保管	25
○街区の区域及び街区符号の変更	25
○平成25年度国民健康保険料督促状の公示送達	25
○農用地利用集積計画の縦覧	25
○生活保護法の規定による医療機関の指定	25
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	25
○開発行為に関する工事の完了	26
○平成25年度市・県民税納税通知書の公示送達	26
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定	26
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	26
○開発行為に関する工事の完了	27
○指定管理者の指定（2件）	27
○奈良市軒轅門前観光駐車場の臨時開場	28
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	28
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	28
○生活保護法の規定による施術者の指定	28
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）	28

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	29
○定期監査の実施結果（2件）	30

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	32
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	32

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催	32
○指定管理者の指定（28件）	33

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第69号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「総務部」を 「総務部」「財務部」に、「建設部」を 会
設部 計契約部 に改める。

第2条総合政策部の部分の第4号中「行政改革」を「行
財政改革」に改め、同部分中第6号を削り、第7号を第6
号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加え
る。

(8) 危機管理及び防災に関すること。

第2条総合政策部の部分の第9号を次のように改める。

(9) 市民の安全に関すること。

第2条総務部の部分の第5号を次のように改める。

(5) 情報化に関すること。

第2条総務部の部分中第6号及び第7号を削り、第8号
を第6号とし、同部分の次に次のように加える。

財務部

(1) 予算その他の財務に関すること。

(2) 公有財産の活用に関すること。

(3) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第2条市民生活部の部分の第4号及び第5号を次のよう
に改める。

(4) 交通施策に関すること。

(5) 住宅に関すること。

第2条市民生活部の部分の第6号中「市民の安全その他
の」を削り、同条保健福祉部の部分中第3号を第4号とし、
第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

第2条都市整備部の部分中第2号を削り、第3号を第2
号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条
建設部の部分の第6号を削り、同部分の次に次のように加
える。

会計契約部

(1) 契約に関すること。

(2) 技術監理及び工事検査に関すること。

(3) 経理事務の適正執行に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年12月24日掲示済)

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第70号

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第
10号を第9号とし、同条第7項中「第5項第10号」を「第
5項第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正
後の奈良市防災会議条例の規定は、平成25年9月1日から
適用する。

(平成25年12月24日掲示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第71号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 議会の議員が、地方自治法第138条の4第3項の規定
に基づき設置する附属機関の構成員の職を兼ねた場合に
おいては、当該構成員としての報酬は支給しない。

別表第1国民健康保険運営協議会の項を次のように改め
る。

国民健康保険運営協議会の委員	日額 14,000円
----------------	------------

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(平成25年12月24日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第72号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良
市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を
第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 55歳（医師にあつては、57歳）に達した職員で、当該
年齢に達した日後における最初の4月1日以後在職する
ものは、前2項の規定にかかわらず昇給しないものとす
る。ただし、市長が規則で定める特別の理由により必要
があると認める場合は、この限りでない。

第7条第6項を次のように改める。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号
給を超えて行うことができない。

第7条中第7項を削り、第8項を第7項とし、同条第9
項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項と

し、同条第10項を同条第9項とする。

第7条の2中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(職務の級における最高額を超える給料月額の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例別表の給料表に定める職務の級における給料の幅の最高額を超える給料月額を受けていた職員の施行日以後における給料月額は、当該職員が施行日の前日において支給を受けていた給料月額の額とし、その者が同一の級にある間は、昇給しないものとする。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第73号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「平成24年12月奈良県条例第35号」の次に「。以下「指定通所支援基準等条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

第98条第1号、第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第112条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を「指定通所支援基準等条例」に、「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第74号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立休日夜間応急診療所の項中「奈良市二条大路南一丁目1番28号」を「奈良市柏木町519番地の28」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第75号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「使用」を「利用」に改める。

第2条の3第2項中「において使用者」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更するときは、その旨を周知しなければならない。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（利用の方法）

第2条の4 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 利用者は、会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかるわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。
(利用料金の還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

区分	利用料金 (1時間当たり)
奈良市済美地域ふれあい会館	和室1 円 250
	和室2 300
	多目的ホール 200
	1階ロビー 200
	小会議室 170
	大会議室A 530
	大会議室B 530
奈良市柳生地域ふれあい会館	和室 210
	大会議室A 900
	大会議室B 450
奈良市とみの里地域ふれあい会館	和室1 160
	和室2 160
	カラオケルーム 220
	小会議室 200
	中会議室A 390
	中会議室B 380
	大会議室A 820
	大会議室B 650
	大会議室C 660
奈良市右京地域ふれあい会館	和室 110
	集会室 630
奈良市帶解地域ふれあい会館	和室1 160
	和室2 160
	小会議室 510
	大会議室 750
奈良市朱雀地域ふれあい会館	和室 200
	集会室A 290
	集会室B 350

奈良市東市地域ふれあい会館	応接室	100
	和室1	100
	和室2	140
	小会議室	500
	大会議室A	340
	大会議室B	400
奈良市左京地域ふれあい会館	和室	240
	小会議室	240
	大会議室A	390
	大会議室B	420
奈良市青和地域ふれあい会館	和室	300
	会議室	200
	集会室	670
奈良市佐保川地域ふれあい会館	和室1	130
	和室2	200
	小会議室	210
	大会議室A	250
	大会議室B	310
奈良市辰市地域ふれあい会館	和室	300
	小会議室	470
	大会議室A	320
	大会議室B	400
奈良市月瀬地域ふれあい会館	和室1	250
	和室2	250
	和室3	310
奈良市西大寺北地域ふれあい会館	和室	310
	小会議室	520
	大会議室A	380
	大会議室B	400
奈良市佐保台地域ふれあい会館	和室	130
	洋室	130
	会議室	620
	多目的室	660
備考 利用時間が1時間未満であるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例 第4条から第6条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる届出に係る利用について適用する。 (平成25年12月24日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年12月24日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第76号</p> <p>奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表中学校の部奈良市立興東中学校の項中「奈良市大柳生町4,736番地・奈良市須川町1,968番地の2」を「奈良市大柳生町832番地」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (平成25年12月24日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。 平成25年12月24日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第77号</p> <p>奈良市学校給食費の管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市が学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収及び管理に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第2条 市は、市が設置する小学校及び中学校のうち規則で定める学校において、学校給食（法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。）から、法第11条第2項に規定する学校給食費を徴収する。</p> <p>2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。</p> <p>(学校給食費の減免)</p>	<p>第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (平成25年12月24日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。 平成25年12月24日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第78号</p> <p>奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例 (奈良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条中「簡易水道事業」の次に「(以下「水道事業」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>第2条中「簡易水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。</p> <p>第3条第1項中「(簡易水道事業を含む。以下同じ)」を「及び下水道事業（以下「水道事業等」という）」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>3 下水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第4条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に、「水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く」を「管理者を1人置き、その名称は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）とする」に改め、同条第2項中「水道局」を「企業局」に改める。</p> <p>第5条中「水道事業」を「水道事業等」に、「5千平方メートル」を「5,000平方メートル」に改める。</p> <p>第6条及び第7条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。</p> <p>第8条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条第2項中「5月31日」を「、5月31日」に改め、同項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。</p> <p>別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。</p>
---	--

別表第2（第3条関係）

名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市公共下水道事業	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域		人 356,409	立方メートル 192,711
奈良市農業集落排水事業	精華地区農業集落排水処理施設	米谷町の一部、中畠町の一部、興隆寺町の一部、南椿尾町の一部、北椿尾町の一部、菩提山町の一部、高樋町の一部、虚空蔵町の一部	1,470	485
	田原地区農業集落排水処理施設	横田町の一部、茗荷町の一部、矢田原町の一部、南田原町の一部、中之庄町の一部、中貫町の一部、大野町の一部、日笠町の一部、沓掛町の一部、此瀬町の一部、和田町の一部、須山町の一部、田原春日野町の一部	2,100	693
	石打地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬石打の一部	660	218
	尾山地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬尾山の一部	770	255
	長引地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬長引の一部	240	80
	東部第1地区農業集落排水処理施設	大柳生町の一部、阪原町の一部、須川町の一部、狭川両町の一部、西狭川町の一部、狭川東町の一部、下狭川町の一部	2,610	861
	東部第2地区農業集落排水処理施設	柳生町の一部、柳生下町の一部、興ヶ原町の一部、水間町の一部、大保町の一部、邑地町の一部、丹生町の一部	2,430	801

(奈良市下水道条例の一部改正)

第2条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 都市下水路（第28条）」を「第5章 削除」に改める。

第1条中「設置その他の」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第5号中「規定する下水道」の次に「(法第2条第5号に規定する都市下水路を除く。)」を加え、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14号中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を同条第14号とする。

第4条第1項中「若しくは都市下水路」を削り、「市長」を「管理者」に改める。

第5条、第6条第1号、第3号及び第5号から第7号

まで、第7条並びに第9条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条の3中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条の4、第12条、第13条第2項、第14条、第16条、第17条、第19条から第22条まで及び第23条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第26条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第28条 削除

第29条から第31条まで、第33条から第35条まで、第36条第2項及び第39条中「市長」を「管理者」に改める。

第41条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第42条第8号及び第43条第3号中「(第28条において準用する場合を含む。)」を削る。

<p>(奈良市行政組織条例の一部改正)</p> <p>第3条 奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条建設部の部分の第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(奈良市職員定数条例の一部改正)</p> <p>第4条 奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「2,054人」を「2,011人」に改め、同条第2号中「210人」を「253人」に改める。</p> <p>(奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例の一部改正)</p> <p>第5条 奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第38号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例</p> <p>第1条中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に改める。</p> <p>第2条の見出し中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に改め、同条中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に、「奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例」を「奈良市公営企業管理者の給与に関する条例」に改める。</p> <p>(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>第9条を次のように改める。</p> <p>第9条 削除</p> <p>第20条中「下水処理作業手当又は」を削る。</p> <p>(奈良市特別会計条例の一部改正)</p> <p>第7条 奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>(奈良市営駐車場条例の一部改正)</p> <p>第8条 奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「、西部公民館又は水道局西部営業所」を「又は西部公民館」に改める。</p> <p>(奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第9条 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例（平成24年奈良市条例第67号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「、第21条第2項及び第28条第2項」を「及び第21条第2項」に、「、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び」を「及び終末処理場の」に改め</p>	<p>る。</p> <p>第3条第2号中「最小限度」を「最少限度」に改め、同条第3号中「規則で」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。</p> <p>第4条第1号、第5条第2号及び第7条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。</p> <p>第8条及び第9条を削る。</p> <p>(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)</p> <p>第10条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「設置及び」を削る。</p> <p>第2条第1号中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。</p> <p>第3条を次のように改める。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条から第6条まで、第8条第1項及び第2項、第11条第2項、第12条、第13条第1項並びに第14条中「市長」を「管理者」に改める。</p> <p>第16条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。</p> <p>第17条、第18条、第19条第2号、第20条及び第21条第1項中「市長」を「管理者」に改める。</p> <p>第24条中「規則で」を「管理者が」に改める。</p> <p>別表第1を削る。</p> <p>別表第2備考中「市長」を「管理者」に改め、同表を別表とする。</p> <p>(奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第11条 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和40年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。</p> <p>第3条第1項、第4条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。</p> <p>第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。</p> <p>(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)</p> <p>第12条 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。</p> <p>第2条第2項、第3条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項並びに第9条から第11条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。</p> <p>(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)</p> <p>第13条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。</p> <p>第4条第3項、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条から第9条まで、第10条第2項、第11条第2項、第</p>
---	---

<p>12条並びに第13条中「市長」を「管理者」に改める。</p> <p>第14条中「規則で」を「管理者が」に改める。</p> <p>別表中「管理者」を「管理人」に改める。</p> <p>(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第14条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>奈良市公営企業管理者の給与に関する条例</p> <p>第1条中「奈良市水道事業の管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。</p> <p>(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第15条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条の2第3項中「管理者」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。</p> <p>(奈良市水道事業給水条例の一部改正)</p> <p>第16条 奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「奈良市水道事業の設置等に関する条例」を「奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。</p> <p>第20条第2項中「水道局」を「企業局」に改める。</p> <p>(奈良市行政手続条例等の一部改正)</p> <p>第17条 次に掲げる条例の規定中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。</p> <p>(1) 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号） 第2条第6号</p> <p>(2) 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号） 第2条第1号</p> <p>(3) 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号） 第2条第1号</p> <p>(4) 奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号） 第2条第1号</p> <p>(5) 職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号） 別表</p> <p>(奈良市平城浄化センター整備事業基金条例等の廃止)</p> <p>第18条 次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1) 奈良市平城浄化センター整備事業基金条例（平成2年奈良市条例第3号）</p> <p>(2) 奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例（平成17年奈良市条例第21号） 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った处分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った处分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。 (適用区分)</p> <p>3 第6条の規定による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後の勤務に係る手当について適用し、同日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。</p> <p>(平成25年12月24日掲示済)</p>	<p>た申請その他の行為で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った处分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。 (適用区分)</p> <p>奈良市都市下水路条例をここに公布する。</p> <p>平成25年12月24日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第79号</p> <p>奈良市都市下水路条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令で定めるもののほか、本市が設置する都市下水路の管理並びに施設の構造及び維持管理の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。</p> <p>(2) 令 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。</p> <p>(3) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>(4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</p> <p>(構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。</p> <p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、</p>
--	--

<p>排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。</p> <p>(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。</p> <p>(10) ます又はマンホールには、蓋を設けること。 (適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、次に掲げる都市下水路については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設けられる都市下水路</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路 (維持管理の技術上の基準)</p> <p>第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</p> <p>(土砂等の投入の禁止)</p> <p>第6条 何人も、土砂、ごみ、油類、農薬その他都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのあるものを、都市下水路に投入してはならない。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第7条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(許可を要しない軽微な変更等)</p> <p>第8条 法第29条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、同項の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行う変更で、当該施設又は工作物その他の物件の地上に存する部分に、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴うものとする。</p> <p>2 令第19条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(特別の費用負担)</p> <p>第9条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に伴い、都市下水路の施設の増設又は改築を要することとなるときは、当該増設又は改築に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第10条 工作物その他の物件を設けることにより都市下水路の敷地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、市長は、当該都市下水路の敷地の占用が都市下水路の管理上支障がないと認めるときは、許可することができる。</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第11条 都市下水路の敷地の占用期間は、10年以内で市長が定める。占用期間を更新しようとするときも、同様とする。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第12条 第10条の規定による許可を受けて都市下水路の敷地を占用する者(以下「占用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第13条 占用者は、占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の占用料の額及び徴収方法等については、奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の規定を準用する。</p> <p>(無断占用に対する処置)</p> <p>第14条 市長は、第10条の規定による許可を受けないで都市下水路の敷地を占用する者又は第12条の規定に違反して都市下水路の敷地を占用する者に対して、直ちに当該敷地の占用を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命じることができる。</p> <p>(占用許可の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、占用者が次の各号の一に該当するときは、都市下水路の敷地の占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 許可の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第12条の規定による市長の承認を受けないで、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(4) 占用料を滞納したとき。</p> <p>2 市長は、都市下水路の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、都市下水路の敷地の占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第16条 占用者は、都市下水路の敷地の占用期間が満了した場合又は当該占用を廃止した場合若しくは前条の規定により占用の許可を取り消された場合は、都市下水路の敷地を占用している工作物その他の物件を撤去して原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適當と市長が認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により都市下水路の敷地を原状に回復しようとする占用者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p>	
---	--

3 市長は、第14条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占用者がある場合は、その者に代わって当該敷地を占用する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占用者は、その費用を負担しなければならない。

(占用料の免除等)

第17条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する占用料の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。

(許可又は承認の条件)

第18条 法第33条の規定による場合を除くほか、この条例の規定による許可又は承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第6条の規定に違反した者には、50,000円以下の過料を科する。

第21条 第8条第2項の規定による届出を行わなかった者には、10,000円以下の過料を科する。

第22条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例（平成25年奈良市条例第78号）第2条の規定による改正前の奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の規定により都市下水路に関連された許可、処分その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第80号

奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の4.20」を「100分の4.32」に、「100分の7.35」を「100分の7.56」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市行政財産使用料条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第81号

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した」を「100分の108を乗じて得た」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年5月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（平成25年12月24日掲示済）

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第82号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づ

く税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加算した」を「100分の108を乗じて得た」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年5月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(平成25年12月24日掲示済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第83号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項中「みなして、各戸ごとに計算した額の合計額」を「みなし、管理者が別に定めるところにより計算した額」に改める。

第27条第2項中「使用するとき」の次に「(使用時間は5分以内とする。)」を加え、「100分の105」を「100分の108」に、「額とし、その使用時間は5分以内とする」を「額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第31条の3第2項及び第40条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第31条関係）

分担金表

メーターの口径	金額
13ミリメートル	106,920円
20ミリメートル	205,200円
25ミリメートル	345,600円
40ミリメートル	1,096,200円
50ミリメートル	2,014,200円
75ミリメートル	5,167,800円
100ミリメートル	10,692,000円
150ミリメートル	28,512,000円
200ミリメートル以上	管理者が定める額

(消費税及び地方消費税を含む。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条第1項並びに第27条第2項及び第3項の規定は、平成26年6月分以後の分として徴収する料金について適用し、同年5月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第31条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後における給水装置の新設の工事申込みに係る水道施設加算分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表第3の規定は、平成26年4月1日以後における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る水道施設分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成25年12月24日掲示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第84号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1保険外併用療養費（医科）の項中「787円」を「810円」に改め、同表入院特別室利用料の部その他の場合の款を次のように改める。

その他の場合	特室	1日に つき	市内に住所を 有する者	12,960円
			上記以外の者	19,440円
	緩和ケ ア病床	1日に つき	市内に住所を 有する者	12,960円
			上記以外の者	19,440円
	1床室	1日に つき	市内に住所を 有する者	8,640円
			上記以外の者	12,960円
	2床室	1日に つき	市内に住所を 有する者	3,240円
			上記以外の者	4,860円

別表第1備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1通につき	1,620円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,400円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,320円
年金受給関係診断書	1通につき	5,400円
生命保険関係診断書	1通につき	5,400円
出生証明書	1通につき	3,240円
死亡診断書	1通につき	3,240円
健康診断書	1通につき	3,240円
身体障害者等級認定に係る診断書	1通につき	5,400円
診療費支払証明書	1通につき	1,080円
入院証明書	1通につき	5,400円
通院証明書	1通につき	3,240円
登校又は登園の許可に係る診断書	1通につき	2,160円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1通につき	1,080円
一般診断書	様式持参の場合	3,240円
	その他の場合	2,160円
診察券再発行	1件につき	108円
その他	その都度市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日以後の診療等に係る利用料金について適用し、同日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 新条例別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、同日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(平成25年12月24日掲示済)

規 則

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第68号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第25号イ及びウ中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同号エ中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同号カ中「第16条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同号モを同号ルとし、同号ヘからメまでを同号モからリまでとし、同号フ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号フを同号メとし、同号ヒ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号ヒを同号ムとし、同号ハを同号ミとし、同号ノを同号マとし、同号ネ中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同号ネを同号ホとし、同号ヌ中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同号ヌを同号ヘとし、同号ニ中「ねこ」を「猫」に改め、同号ニを同号ヒとし、その次に次のように加える。

フ 法第41条の2の規定による獣医師からの通報の受理に関すること。

第2条第1項第25号中ナをハとし、トをノとし、同号テ中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「引取場所の指定並びに犬及びねこの引取り」を「犬及び猫の引取り並びに引取場所の指定」に改め、同号テを同号ネとし、同号ツを同号ヌとし、同号シからチまでを同号チからニまでとし、同号サを同号ソとし、その次に次のように加える。

タ 法第25条第3項の規定による動物が衰弱する等の虐待のおそれがある事態を生じさせた者に対する警告及び措置命令に関すること。

第2条第1項第25号コ中「法第24条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同号コを同号シとし、その次に次のように加える。

ス 法第24条の2の規定による動物取扱業の届出の受理に関すること。

セ 法第24条の3第1項及び第2項の規定による動物取扱業の変更及び廃止の届出の受理に関すること。

法第2条第1項第25号ケ中「第23条」の次に「第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)及び第2項並びに第3項(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の数等の届出の受理に関すること。

コ 法第22条の6第3項の規定による犬猫等の検査の受検又は検査書等の提出命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市保健所長事務委任規則の規定は、平成25年9月1日から適用する。

(平成25年12月19日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第69号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書を削る。

第21条中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改める。

第22条中「第7条第4項又は第7項ただし書」を「第7条第3項」に改める。

第22条の2、第23条第1項及び第23条の2中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改める。

第24条から第26条までを次のように改める。

第24条から第26条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた場合の経過措置)

2 この規則の施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の昇格に係るこの規則による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第19条の規定の適用については、市長が別に定めるものとする。

(平成25年12月26日掲示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第70号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則(平成10年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(平成25年12月26日掲示済)

告 示

奈良市告示第841号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事(南田原町地内・南田原長谷線)ほか24件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成25年12月16日掲示済)

奈良市告示第842号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 事業概要

本業務は、奈良市で使用する業務用パソコン及びプリンタ(以下「端末機器」という。)の長期安定稼動及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

2 事業範囲

(1) 事業名称

情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借

(2) 調達する端末機器

- ・ノート型パーソナルコンピュータ
- ・デスクトップ型パーソナルコンピュータ
- ・レザープリンタ
- ・その他関連機器

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 端末機器の設計作業

端末設計マスタデータの作成、動作確認用端末の作成、端末機器作成手順書の作成、各端末の設定(個別設定を含む)等

(5) 端末機器の設置作業

端末機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続・プリンタ接続・プリンタサーバ登録作業含む)、端末設置後の動作確認

(6) 端末機器の回収作業

入替対象端末の回収、データ消去作業等

(7) 成果物作成作業

成果物(管理台帳)作成等

(8) 保守・サポート

端末機器等の保守(オンサイトを含む)

3 本入札に関する事項

- (1) 入札対象機器
別紙2「端末機器明細書」に記載の端末機器一式
- (2) 端末機器に関する条件等
別紙1「端末機器等仕様書」のとおり
- (3) 契約形態
賃貸借契約
- (4) 賃貸借契約期間
平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 契約条項
別添「情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり
- (6) 本稼働日
平成26年3月1日
- (7) 設置場所
別紙3「設置場所一覧」のとおり
- (8) 付帯事項
(ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。
(イ) この契約が解除された場合には、奈良市と協議の上、落札者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

以下省略

(平成25年12月16日掲示済)

奈良市告示第843号

平成25年12月15日を選挙期日として執行予定の大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南地区画整理審議会委員選挙にあっては、立候補者が定員の8人を超えたため、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により選挙期日後直ちにその候補者をもって当選人と定め、下記のとおり決定したので、同条第5項の規定により公告します。

平成25年12月16日

奈良市長 仲川元庸

記

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

名前(法人名)	住所(法人にあっては主たる所在地)
上田 明	奈良市青野町70番地
森田 裕之	奈良市西大寺南町1番38号
今中 倭雄	奈良市横領町407番地の1
西上 晴樹	奈良市菅原町199番地の5
管理組合法人 エクセルハイツ西大寺 駅前	奈良市西大寺南町1番19号

岡本 博	奈良市西大寺芝町一丁目3番8号
梅森 朔夫	奈良市菅原町533番地
吉松 道雄	奈良市菅原町517番地

(平成25年12月16日掲示済)

奈良市告示第844号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年12月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成25年12月16日掲示済)

奈良市告示第845号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年12月17日

奈良市長 仲川元庸		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施術者氏名</th><th colspan="2">指定施術機関</th><th rowspan="2">変更年月日</th></tr> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄司 穎憲</td><td>あおぞら整骨院(庄司 穎憲)</td><td>奈良県奈良市学園北一丁目14番5号モンテクール学園前505号</td><td>平成25年12月3日</td></tr> <tr> <td>庄司 穎憲</td><td>あおぞら整骨院(庄司 穎憲)</td><td>奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目4番30号</td><td></td></tr> </tbody> </table>				施術者氏名	指定施術機関		変更年月日	名称	所在地	庄司 穎憲	あおぞら整骨院(庄司 穎憲)	奈良県奈良市学園北一丁目14番5号モンテクール学園前505号	平成25年12月3日	庄司 穎憲	あおぞら整骨院(庄司 穎憲)	奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目4番30号	
施術者氏名	指定施術機関		変更年月日																
	名称	所在地																	
庄司 穎憲	あおぞら整骨院(庄司 穎憲)	奈良県奈良市学園北一丁目14番5号モンテクール学園前505号	平成25年12月3日																
庄司 穎憲	あおぞら整骨院(庄司 穎憲)	奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目4番30号																	
以下省略		(平成25年12月17日掲示済)																	
奈良市告示第846号																			
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。		生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。																	
平成25年12月17日		平成25年12月17日																	
奈良市長 仲川元庸		奈良市長 仲川元庸																	
旧	指定介護機関		開設者	変更年月日															
	名称	所在地																	
新	医療法人平和会吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良県奈良市右京三丁目2-2	医療法人平和会	平成25年10月1日															
新	吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良県奈良市右京三丁目2-2	社会医療法人平和会																
(平成25年12月17日掲示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。																	
奈良市告示第848号		平成25年12月17日																	
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定		奈良市長 仲川元庸																	
名称	指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日															
	所在地																		
開設者																			
名称	主たる事務所の所在地																		
株式会社 おたすけマン	奈良県奈良市神殿町166-1エスパワール・イヨ101号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護		平成25年10月31日 平成25年10月31日															
株式会社 おたすけマン	奈良県奈良市神殿町166-1エスパワール・イヨ101号室																		
新大宮デイサービス	奈良県奈良市大宮町三丁目4-18	居宅 通所介護 介護予防 通所介護		平成25年12月31日 平成25年12月31日															
春季トレーディング有限公司	奈良県奈良市大宮町三丁目4-18																		
(平成25年12月17日掲示済)		奈良市告示第849号																	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定																	

により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月17日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人平和会吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良県奈良市右京三丁目2-2	平成25年10月1日
新	吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良県奈良市右京三丁目2-2	

(平成25年12月17日掲示済)

奈良市告示第850号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年12月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月17日掲示済)

奈良市告示第851号

平成25年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲
第1表 峰入歳出予算補正

峰入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		15,700,000千円	103,914千円	15,803,914千円
	1 地方交付税	15,700,000	103,914	15,803,914
15 国庫支出金		21,484,868	353,881	21,838,749
	1 国庫負担金	17,912,454	102,992	18,015,446
	4 国庫交付金	2,514,727	250,889	2,765,616
16 県支出金		5,937,007	40,715	5,977,722
	1 県負担金	4,244,042	33,629	4,277,671
	2 県補助金	1,494,017	3,836	1,497,853
	3 県委託金	171,807	3,250	175,057

げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年12月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成25年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成25年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成25年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 平成25年度奈良市都郡水道事業会計補正予算（第3号）
- 9 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 峰入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,528,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,913,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

20 繰 越 金		591,600	40,555	632,155
	1 繰 越 金	591,600	40,555	632,155
22 市 債		15,253,400	989,500	16,242,900
	1 市 債	15,253,400	989,500	16,242,900
歳 入 合 計		124,385,207	1,528,565	125,913,772

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		753,496 <small>千円</small>	△56,277 <small>千円</small>	697,219 <small>千円</small>
	1 議 会 費	753,496	△56,277	697,219
2 総 務 費		14,890,815	615,966	15,506,281
	1 総 務 管 理 費	11,359,841	726,445	12,086,286
	3 徴 税 費	1,216,368	△50,571	1,165,797
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	456,656	△61,379	395,277
	5 選 挙 費	391,347	4,248	395,595
	6 統 計 調 査 費	34,259	426	34,685
	7 監 査 委 員 費	79,920	△3,203	76,717
3 民 生 費		50,478,494	521,870	51,000,364
	1 社 会 福 祉 費	20,478,268	86,867	20,565,135
	2 児 童 福 祉 費	16,368,774	468,044	16,836,818
	3 生 活 保 護 費	13,564,820	△25,628	13,539,192
	4 国 民 年 金 費	66,632	△7,413	59,219
4 衛 生 費		10,848,289	△49,054	10,799,235
	1 保 健 衛 生 費	2,059,357	△16,196	2,043,161
	2 保 健 所 費	1,801,562	17,450	1,819,012
	3 清 掃 費	5,615,854	△50,308	5,565,546
5 労 働 費		131,658	△2,418	129,240
	1 労 働 諸 費	131,658	△2,418	129,240
6 農 林 水 産 業 費		489,694	14,859	504,553
	1 農 林 費	489,694	14,859	504,553
7 商 工 費		1,561,109	△10,221	1,550,888
	1 商 工 費	1,561,109	△10,221	1,550,888
8 觀 光 費		1,176,938	10,790	1,187,728
	1 觀 光 費	1,176,938	10,790	1,187,728
9 土 木 費		10,952,724	△72,758	10,879,966
	1 土 木 管 理 費	236,764	△42,551	194,213

	2 道路橋梁費	2,702,044	△13,496	2,688,548
	3 河川費	440,276	1,890	442,166
	4 都市計画費	7,164,464	5,589	7,170,053
	5 住宅費	409,176	△24,190	384,986
10 消防費		3,981,231	20,643	4,001,874
	1 消防費	3,981,231	20,643	4,001,874
11 教育費		11,213,236	535,165	11,748,401
	1 教育総務費	2,723,404	41,984	2,765,388
	2 小学校費	1,202,993	482,811	1,685,804
	3 中学校費	2,222,969	135,874	2,358,843
	4 高等学校費	971,064	△75,327	895,737
	5 幼稚園費	1,625,352	△19,124	1,606,228
	7 保健体育費	1,123,065	△31,053	1,092,012
歳出合計		124,385,207	1,528,565	125,913,772

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事項	期間	限度額
児童手当業務委託	平成25年度から 平成28年度まで	千円 70,200
子ども・子育て支援制度 システム改修経費	平成25年度から 平成26年度まで	10,500
仮称帯解こども園仮園舎建設事業	平成25年度から 平成26年度まで	10,000
中学校給食調理業務委託	平成25年度から 平成26年度まで	78,500
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか3施設の管理に要する経費	平成26年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園大和分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館精華分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館東九条分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による南部公民館明治分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による三笠公民館大安寺西分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館横田分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館水間分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による田原公民館杣ノ川分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

指定管理者による富雄公民館元町分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館興ヶ原分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館邑地分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館丹生分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館北野山分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による若草公民館佐保分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館東里分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館狭川分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館大平尾分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館西木辻分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館大安寺分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館済美南分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館二名分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館平松分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館あやめ池分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による平城公民館歌姫分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館白毫寺分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館佐紀分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館尼辻分館の管理に要する経費	平成26年度から 平成27年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 138,800	千円 536,800
義務教育施設整備事業	1,446,100	1,821,900

幼稚園施設整備事業	109,100	120,400
臨時財政対策	7,163,900	7,368,300
計	15,253,400	16,242,900

平成25年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第1号)

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,943

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		2,468,604 千円	42,943 千円	2,511,547 千円
	1 繰 入 会 計 金	2,465,754	42,943	2,508,697
歳 入 合 計		8,523,200	42,943	8,566,143

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		4,007,584 千円	39,343 千円	4,046,927 千円
	1 下水道費	2,964,984	29,043	2,994,027
	2 下水管渠費	901,100	10,300	911,400
2 農業集落排水事業費		254,116	3,600	257,716
	1 農業集落排水費	100,616	2,000	102,616
	2 農業集落排水施設整備費	153,500	1,600	155,100
歳 出 合 計		8,523,200	42,943	8,566,143

平成25年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14,

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰 入 金		2,280,563 千円	△14,000 千円	2,266,563 千円
	1 一 般 会 計 金	2,122,100	△14,000	2,108,100
歳 入 合 計		37,209,791	△14,000	37,195,791

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		360,045 千円	△14,000 千円	346,045 千円

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,566,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1 総務管理費	285,429	△14,000	271,429
歳出合計	37,209,791	△14,000	37,195,791

平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		958,734 千円	△600 千円	958,134 千円
	1 一般会計 繰入金	958,734	△600	958,134
歳入合計		1,476,780	△600	1,476,180

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		431,639 千円	4,500 千円	436,139 千円
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	431,639	4,500	436,139
2 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		216,600	△5,100	211,500
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	216,600	△5,100	211,500
歳出合計		1,476,780	△600	1,476,180

平成25年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		231,158 千円	2,000 千円	233,158 千円
	1 一般会計 繰入金	231,158	2,000	233,158
歳入合計		331,200	2,000	333,200

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		95,450 千円	2,000 千円	97,450 千円
	1 駐車場費	95,450	2,000	97,450

歳出合計	331,200	2,000	333,200		
平成25年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)		000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,155,787千円とする。			
平成25年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。		2歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。			
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40,					
第1表 歳入歳出予算補正					
歳入					
款	項	補正前の額	補正額		
6 繰入金		3,900,190 千円	△40,000 千円		
	1 一般会計 繰入金	3,699,619	△40,000		
歳入合計		25,195,787	△40,000		
歳出					
款	項	補正前の額	補正額		
1 総務費		613,651 千円	△40,000 千円		
	1 総務管理費	329,182	△40,000		
歳出合計		25,195,787	△40,000		
平成25年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)					
(総則)					
第1条 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。					
(収益的収入及び支出)					
第2条 平成25年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
	収 入				
第1款 水道事業収益	7,807,000千円	105千円	7,807,105千円		
第2項 営業外収益	190,340千円	105千円	190,445千円		
	支 出				
第1款 水道事業費用	7,916,382千円	24,011千円	7,940,393千円		
第1項 営業費用	6,635,442千円	24,011千円	6,659,453千円		
(資本的支出)					
第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,062,252千円」を「不足する額3,045,633千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,131,634千円」に、「当年度分損益勘定留保資金997,226千円」を「当年度分損益勘定留保資金887,683千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
	支 出				
第1款 資本的支出	4,999,852千円	△16,619千円	4,983,233千円		
第1項 施設整備事業費	168,961千円	△471千円	168,490千円		
第2項 施設費	677,352千円	△15,221千円	662,131千円		
第3項 配水施設改良費	550,876千円	△927千円	549,949千円		
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)					
第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。					
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
(1) 職員給与費	1,733,106千円	7,392千円	1,740,498千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為の追加は、次のとおり定める。

事業	期間	限度額
上下水道料金システム構築業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	千円 88,000

平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	374,254千円	△3,540千円	370,714千円
第1項 営業費用	292,545千円	△3,540千円	289,005千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,420千円	△3,540千円	28,880千円

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 簡易水道事業費用	75,900千円	1,347千円	77,247千円
第1項 営業費用	67,085千円	1,347千円	68,432千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	8,105千円	1,347千円	9,452千円

(平成25年12月19日掲示済)

奈良市告示第852号

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年12月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱(平成24年奈良市告示第562号)の一部を次のように改正する。

第4条に次のたどり書を加える。

ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税の合計額は、補助対象経費に含まないものとする。

第4条に次の1項を加える。

2 前項たどり書の規定にかかわらず、世界遺産に登録されている資産の所有者又は管理者が当該資産の近隣に存

する駐車場所に充電設備を設置する場合においては、前項各号に規定する経費に係る消費税及び地方消費税の合計額は、補助対象経費に含むものとする。

第5条第1項中「3分の2」を「、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項たどり書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 消費税及び地方消費税以外の経費 3分の2

(2) 消費税及び地方消費税 10分の10

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「1基」を「1つの駐車場所」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト約款に基づいて交付される支援金は、前項に規定する国、他の地方公共団体その他の団体からの補助金等には含まないものとする。

3 第1項第1号に規定する経費に係る補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものと

する。

附 則

この告示は、平成25年12月19日から施行する。

(平成25年12月19日掲示済)

奈良市告示第853号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成25年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成25年12月19日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 西大寺南町の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 北登美ヶ丘二丁目の一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成25年12月19日掲示済)

奈良市告示第854号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

三条大宮町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資するとともに、明るい町の発展に尽くすことを目的とする。

(1) 会員相互の親睦や福祉を図る

(2) 市や関係する官庁その他の諸機関への連絡や調整

(3) 保健や衛生についての思想の普及や行事

(4) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(5) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力

(6) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(7) 集会施設の維持管理

(8) その他、本会が必要と認める事業

3 区域

奈良市三条大宮町全域とする。ただし、三条大宮町2-16（サンルモン新大宮）、5-3（ピアツツァコート奈良三条）を除く。

4 事務所

奈良市三条大宮町1番45号

5 代表者の氏名及び住所

三好重孝

奈良市三条大宮町3番17号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成25年12月19日

(平成25年12月20日掲示済)

奈良市告示第855号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月20日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡田照雄 奈良市大慈仙町727番地	小谷勝彦 奈良市大慈仙町718番地

変更年月日 平成19年3月4日

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小谷勝彦 奈良市大慈仙町718番地	奥田一郎 奈良市大慈仙町387番地の2

変更年月日 平成21年3月1日

3回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	奥田一郎 奈良市大慈仙町387番地の2	扇谷茂 奈良市大慈仙町570番地

変更年月日 平成23年3月1日

4回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	扇谷茂 奈良市大慈仙町570番地	大谷金男 奈良市大慈仙町739番地

変更年月日 平成25年3月17日

(平成25年12月20日掲示済)

奈良市告示第856号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年12月20日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年12月20日掲示済)

奈良市告示第857号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号について次のとおり変更します。

平成25年12月25日

1 この督促状の発送年月日及び納期限

	期別	発送年月日	納期限
平成25年度督促状	第3期	平成25年9月20日	平成25年10月4日
平成25年度督促状	第4期	平成25年10月18日	平成25年11月1日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成26年1月10日

3 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第859号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成25年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市觀光經濟部農林課内

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第860号

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成26年1月20日

2 街区の区域及び街区符号の変更

(1) 西大寺国見町二丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

15、16、17街区を新設する。

別図1及び別図2省略

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第858号

平成25年度国民健康保険料督促状第3期分、第4期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年12月25日

奈良市長 仲川元庸

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まんてん薬局	奈良県奈良市神殿町162-18印南マンション1F	平成25年12月1日

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月25日

奈良市長 仲川元庸

ケアステーションことの	奈良県奈良市東九条町185 シャンポール山添105	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
株式会社 KIZUNA	奈良県奈良市東九条町185 シャンポール山添105		

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第862号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年7月24日 奈良市指令都整開 第12A-9号

平成25年2月28日 奈良市指令都整開 第12A-9-1号

平成25年12月9日 奈良市指令都整開 第12A-9-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年12月25日 第1388号

公共施設 平成25年12月25日 第643号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南二丁目1427番、1428番1及び1429番25

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジメント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南二丁目1427番の一部及び1428番1の一部

(2) 防火水槽

奈良市あやめ池南二丁目1427番の一部及び1428番1の一部

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第863号

平成25年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年12月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市告示第864号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成25年12月26日

奈良市長 仲川元庸

1 業務概要

(1) 業務名称

奈良市児童手当業務委託

(2) 業務内容

- ① 認定請求書の処理
- ② 額改定請求書及び額改定届の処理
- ③ 受給事由消滅届の処理
- ④ 未支払請求書の処理
- ⑤ 変更届の処理
- ⑥ 現況届の処理
- ⑦ 認定・額改定・変更等の通知
- ⑧ 支給管理（振込不能処理を含む）
- ⑨ 住民基本台帳・税情報の異動確認
- ⑩ その他児童手当・特例給付の認定・支給に係る処理
- (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（3年間）
- (4) 委託金額の上限
一年度当たり 23,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

以下省略

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市告示第865号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年12月26日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年12月26日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年1月10日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市藤ノ木台一丁目、西大寺本町、尼辻北町及び六
3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
杣川幹線-49	奈良市藤ノ木台一丁目613-4	奈良市藤ノ木台一丁目1-1048
西大寺北幹線-72	奈良市西大寺本町209-5	奈良市西大寺本町231-6
あやめ池南幹線-497	奈良市尼辻北町3282-1	奈良市尼辻北町3290-1
五条幹線-233	奈良市六条町95-1	奈良市六条町83-3

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年12月26日掲示済)

奈良市告示第866号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年12月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年7月24日 奈良市指令都整開 第13A-20号
2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年12月26日 第1389号
公共施設 平成25年12月26日 第644号
3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園南二丁目949番8の一部及び950番6の一部
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市下京区金東横町239番地
株式会社匠和不動産 代表取締役 山本倫久
5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園南二丁目949番8の一部及び950番6の一部
(2) 下水道
奈良市学園南二丁目949番8の一部及び950番6の一部

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市告示第867号

市立奈良病院の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

条町の各一部

奈良市東紀寺町一丁目50番1号

市立奈良病院

- 2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新通康

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市立奈良病院における診療及び検診に関すること。
(2) 市立奈良病院の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第868号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町2786番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町336番地の1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山2790番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町1084番地

奈良市立都祁診療所

- 2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新通康

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。

- (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第869号

奈良市觀光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前觀光駐車場	平成25年12月31日午後8時～平成26年1月1日前8時

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第870号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	デイホーム「桜」	奈良県奈良市鳥見町二丁目22-3	有限会社ナイスケアサポート	
新	デイホーム「桜」	奈良県奈良市中山町1324-1	有限会社ナイスケアサポート	平成25年10月25日

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第871号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称		
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	
ライフアートコミュニティ 佐保の里 新大宮デイサー ビスセンター	奈良県奈良市大宮町三丁目 4-18	居宅 通所介護 介護予防 通所介護
株式会社 ライフアートコ ミュニティ	奈良県奈良市佐保台二丁目 902番地241	平成26年1月1日 平成26年1月1日

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の 種類	指定 年月日
施術所の名称		
大寺 孝二	柔道整復	平成25年 12月6日
やまと整骨院 (大寺 孝二)	奈良県奈良市西御 門町13番地	

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第873号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森田 佳一 奈良市都祁こぶしが 丘3906番地の43	山下 敬輔 奈良市都祁こぶしが 丘3906番地の66

2 変更の年月日

平成25年4月6日

(平成25年12月27日掲示済)

奈良市告示第874号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月27日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容（1回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2987番地	奈良市下狭川町2981番地
代表者の氏名及び住所	大西秀実 奈良市下狭川町2987番地	三浦巳千男 奈良市下狭川町2981番地

変更の年月日 平成19年4月1日

変更があった事項及びその内容（2回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2981番地	奈良市下狭川町3009番地
代表者の氏名及び住所	三浦巳千男 奈良市下狭川町2981番地	廣田敏 奈良市下狭川町3009番地

変更の年月日 平成20年4月1日

変更があった事項及びその内容（3回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町3009番地	奈良市下狭川町3010番地
代表者の氏名及び住所	廣田敏 奈良市下狭川町3009番地	西田昌靖 奈良市下狭川町3010番地

変更の年月日 平成21年4月1日

変更があった事項及びその内容（4回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町3010番地	奈良市下狭川町2097番地
代表者の氏名及び住所	西田昌靖 奈良市下狭川町3010番地	西田徳久 奈良市下狭川町2097番地

変更の年月日 平成22年4月1日

変更があった事項及びその内容（5回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2097番地	奈良市下狭川町2156番地

代表者の氏名及び住所	西田徳久 奈良市下狭川町2097番地	浦野哲朗 奈良市下狭川町2156番地
------------	-----------------------	-----------------------

変更の年月日 平成23年4月1日

変更があった事項及びその内容（6回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2156番地	奈良市下狭川町2987番地
代表者の氏名及び住所	浦野哲朗 奈良市下狭川町2156番地	大西秀実 奈良市下狭川町2987番地

変更の年月日 平成24年4月1日

変更があった事項及びその内容（7回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2987番地	奈良市下狭川町2981番地
代表者の氏名及び住所	大西秀実 奈良市下狭川町2987番地	三浦巳千男 奈良市下狭川町2981番地

変更の年月日 平成25年4月1日

(平成25年12月27日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成25年12月25日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次
同 松田末作

企画総務課

監査結果公表日 平成24年3月28日（奈良市監査委員告示第34号）

措置結果通知日 平成25年12月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済について、収入未済の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。	(1) し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済解消に向けた徴収努力については、平成24年7月に策定した一般廃棄物（し尿）処理手数料債権管理マニュアルに基づき、平成25年4月汲取り分から次のとおり、改善を図りました。 ア 納入通知書に納期限を記載する。

- (2) 環境部職員被服費の本年度の指名競争入札において、落札率が非常に高い結果となっていた。経済性の観点から、仕様の見直しや予定価格の妥当性の検討などを行い、適切な調達につとめられたい。
- (3) 環境清美センター事務厚生棟管理業務委託において、委託契約書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。予算決算及び会計令第100条や奈良市契約規則第20条に則り、適切に契約書を作成されたい。

イ 納期限までに納入されなかつた債務者に対し、督促状を発送する。
ウ 督促状送付後にも納入されなかつた債務者に対し、催告状を発送する。

- (2) 環境部職員被服費の指名競争入札の落札率については、平成25年度の指名競争入札において、被服の仕様及び予定価格を見直した結果、落札率は若干低下しました。今後も被服に限らず、適切な物品の調達に努めます。
- (3) 環境清美センター事務厚生棟管理業務委託契約書の契約保証金に関する事項については、平成24年度以降、同委託契約書に契約保証金に関する事項を記載することとした。

下水道維持課

監査結果公表日 平成24年3月28日（奈良市監査委員告示第34号）

措置結果通知日 平成25年12月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
月ヶ瀬地区浄化センター脱水汚泥収集運搬業務委託において、体積1m ³ 当たりの金額で単価契約しているが、実態はパキューム車の運搬回数を体積に換算し委託料を支払っていた。 実態と契約内容の整合性を図られたい。	平成24年度の契約から、契約単価を体積1m ³ 当たりから運搬1台1回当たりに改めました。

(平成25年12月25日掲示済)

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年12月26日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次

同 松田末作
奈良市長仲川元庸様
奈良市議会議長土田敏朗様
奈良市教育委員会委員長杉江雅彦様

奈良市監査委員中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次
同 松田末作

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部	市民課 生活環境課 国保年金課
西部出張所	総務課 住民課
市民活動部	人権文化推進室 人権政策課
	人権文化センター（北 中 東 南）
	男女共同参画課

(教育委員会)

教育総務部	教育総務課 生涯学習課
高等学校	一条
中学校	平城西 三笠 富雄 若草
小学校	あやめ池 辰市 明治 鼓阪 鼓阪
	北 東市 佐保川 椿井
幼稚園	あやめ池 辰市 明治 鼓阪 鼓阪
	北 東市

学校教育部

学校教育課 保健給食課 地域教育課

(消防局)

総務課
災害対策室 予防課
情報救急室 救急課

2 監査期間

平成25年10月16日～同年12月25日

3 監査方法

平成25年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成25年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

<p>市民生活部</p> <p>生活環境課</p> <p>(1) 火葬場の使用許可手続において、奈良市火葬場条例施行規則第2条第2項に規定する火葬場使用許可書を交付していなかった。同項の規定のとおり、火葬場使用許可書を交付するよう改められたい。</p> <p>(2) 奈良市墓地条例第8条の規定に基づく使用料の減免の決裁区分を誤って、課長専決として事務処理をしていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。</p> <p>市民活動部</p> <p>人権政策課</p> <p>人権啓発センター清掃業務委託については、長期継続契約を締結しているが、当該業務内容は、週2回の日常清掃業務及び年1回の定期清掃業務であり、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号が定める「経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり契約を締結することを要するもの」に該当するとは考えられない。今後は、単年度契約とするよう改められたい。</p> <p>男女共同参画課</p> <p>(1) 男女共同参画センターの施設の使用承認を受けようとする者は、奈良市男女共同参画センター条例施行規則第4条第3項の規定により、使用日の前日までに当該使用承認の申請を行わなければならぬことになっている。しかし、平成25年度の上半期の申請のうち、使用日の当日に申請が行われたものが見受けられた。同項の規定のとおりの事務処理を行われたい。</p> <p>(2) 男女共同参画センターの調理室の使用区分は、奈良市男女共同参画センター条例別表の規定では、午前（9時から14時までのうちの任意の4時間）と午後（15時から20時までのうちの任意の4時間）の2つの区分の使用時間となっている。しかし、平成25年度の上半期の調理室の使用承認の申請のすべてで、この区分を超えた使用承認を行っていた。同表の規定のとおりの事務処理を行われたい。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>教育総務部</p> <p>生涯学習課</p> <p>公用車のリース契約について、「同車両で再リース契約をすることにより、リース料の低下が見込まれるため」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を繰り返している事例があった。しかし、随意契約とした理由は、確認することができなかった。適切な契約を行うよう改められたい。</p> <p>5 意見</p>	<p>(教育委員会)</p> <p>教育総務部</p> <p>生涯学習課</p> <p>公民館の指定管理者である公益財団法人奈良市生涯学習財団に対し、市が支払っている指定管理料は、消費税の課税対象となり、当該財団が消費税を支払っている。なお、当該消費税は、市が指定管理料に含めて負担している状況である。一方、他市では、指定管理料とは別に、消費税の課税対象とならない人件費を交付金等として支払っているという事例がある。当該公民館の指定管理料については、人件費支出が約6割を占める状況であることから、他市の事例のように、消費税の課税対象とならない人件費に充てる補助金等に変更できないか調査研究されたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市監査委員告示第19号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月26日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">奈良市監査委員</td> <td style="width: 70%;">中村勝三郎</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>中本勝</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>三浦教次</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>松田末作</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奈監第54号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成25年12月26日</p> <p style="text-align: center;">奈良市長仲川元庸様</p> <p style="text-align: center;">奈良市議会議長土田敏朗様</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">奈良市監査委員</td> <td style="width: 70%;">中村勝三郎</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>中本勝</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>三浦教次</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>松田末作</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出資団体の監査結果について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査対象 公益財団法人奈良市生涯学習財団 2 監査期間 平成25年10月9日～同年12月25日 3 監査方法 平成24年度の出納その他の事務の執行について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合、実査等を行う方法で実施した。 4 監査結果 事務及び事業は、概ね適正に執行されていたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。 なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自 	奈良市監査委員	中村勝三郎	同	中本勝	同	三浦教次	同	松田末作		奈監第54号	奈良市監査委員	中村勝三郎	同	中本勝	同	三浦教次	同	松田末作
奈良市監査委員	中村勝三郎																		
同	中本勝																		
同	三浦教次																		
同	松田末作																		
	奈監第54号																		
奈良市監査委員	中村勝三郎																		
同	中本勝																		
同	三浦教次																		
同	松田末作																		

治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 労働保険料については、前年度の過不足額（前年度分の確定額から前年度分の概算払いをした額を差し引いた額）と当該年度の概算払い分とを合せて、毎年6月に支払うことになっている。平成25年6月の申告書では、平成24年度分の確定額と同年度分の概算払いをした額との差額に不足が生じており、これは、平成24年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込額を半分程度に見積もって申告していることによるものであった。今後は、概算賃金総額の見込額は、当該年度に支払われることが見込まれる適切な賃金総額を記載し、申告されたい。また、平成24年度の期末には当該年度の賃金総額が確定していることから、その差額分を平成24年度の未払金として計上する必要があったが、計上されていなかった。適正な会計処理を行わねたい。

(2) 平成25年5月31日に支払ったN H K放送受信料の払込受領証の支払期間には「平成24年10月～平成26年3月」と記載されている。したがって、平成24年10月から平成25年3月までの放送受信料相当額を平成24年度の賃借料の未払費用として計上すべきであった。今後は、適正な会計処理を行わねたい。

(3) 切手等と収入印紙については、台帳を使用し、管理しているが、金銭等価物であることから、貯蔵品として計上し、物品管理を行うのが妥当であると考える。他の公益財団法人で貯蔵品として計上している事例もあり、検討されたい。

(4) 公民館使用料減免申請書の印刷製本の請求書と納品書を確認したところ、平成25年2月25日に400冊分（金額：199,500円）、同月26日に400冊分（金額：199,500円）と200冊分（金額：99,750円）として分割し、公益財団法人奈良市生涯学習財団契約規程第14条第1項第4号に該当するとして、見積書の徴取を1者としていた。ところが、公民館使用料減免申請書1000冊分の印刷製本費（支払金額：498,750円）として、平成25年3月8日に一括で振替伝票を起票していることから、同条第1項本文の規定のとおり、2者以上から見積書を徴取されたい。

（平成25年12月26日掲示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第58号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年12月16日

奈良市水道事業管理者

池田修

1 入札に付する事項

口径20～13耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事、奈良市帝塚山三丁目地内ほか2件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成25年12月16日掲示済）

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月24日

奈良市水道事業管理者

池田修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 55歳に達した職員で、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後在職するものは、前2項の規定にかかわらず昇級しないものとする。ただし、管理者が定める特別の理由により必要があると認める場合は、この限りでない。

第3条第6項を次のように改める。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第3条中第7項を削り、第8項を第7項とし、同条第9項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

第3条の2中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

（職員の級における最高額を超える給料月額の経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程別表の給料表に定める職務の級における給料の幅を超える給料月額を受けていた職員の施行日以後における給料月額は、当該職員が施行日の前日において支給を受けていた給料月額の額とし、その者が同一の級にある間は、昇給しないものとする。

（平成25年12月24日掲示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第25号

平成25年12月臨時教育委員会を次のとおり開催しますの

で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年12月18日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成25年12月20日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第78号 人事について

その他

(1) 第三者委員会の報告書及び今後の対応について
傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は10名で定員になり次第締切させていただきます。

（平成25年12月18日掲示済）

奈良市教育委員会告示第26号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園大和町一丁目187番地

西部公民館学園大和分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市学園大和町一丁目1369番地の4 304号

学園三碓地区自治連合会

会長 宇都弘道

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第27号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高樋町921番地

高樋町自治会

会長 岡田仁男

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第28号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町318番地

東九条町自治会

会長 竹村健

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第29号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定によ

り次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2

南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2

明治地区自治連合会

会長 山口清和

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第30号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路南町1番22号

三笠公民館大安寺西分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市恋の窪二丁目6番8号

大安寺西地区自治連合会

会長 梅林聰介

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関すること。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第31号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条

例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市茗荷町1078番地の1

田原地区自治連合会

会長 浦辺俊一

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第32号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1

田原公民館水間分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市水間町382番地

水間町自治会

会長 森下直行

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第33号

田原公民館杣ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈

良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杣ノ川町698番地
田原公民館杣ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杣ノ川町730番地の2
杣ノ川町自治会
会長 翼一郎
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第34号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町三丁目1番5-1号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 東正良
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第35号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町169番地
興ヶ原町自治会
会長 大東正人
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第36号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町741番地
邑地町自治会
会長 中西延孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

（平成25年12月26日掲示済）

奈良市教育委員会告示第37号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市丹生町1381番地

丹生町自治会

会長 乾谷武伸

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第38号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北野山町708番地

北野山町自治会

会長 西田浩樹

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第39号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町291番地の3

若草公民館佐保分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北袋町2番地の2

若草公民館佐保分館運営委員会

委員長 島津幸男

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
- (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第40号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

興東公民館東里分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生町4254番地

東里地区自治連合会

会長 西窪弘之

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

<p style="text-align: center;">(平成25年12月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第41号</p> <p>興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成25年12月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市下狭川町3109番地の2 興東公民館狭川分館</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市大柳生町4254番地 狭川地区自治連合会 会長 須浦孝</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。 (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。 (4) その他教育委員会が定めること。 <p style="text-align: center;">(平成25年12月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第42号</p> <p>興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成25年12月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市大平尾町471番地 興東公民館大平尾分館</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市大平尾町1288番地 大平尾町自治会 会長 西久保栄嗣</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。 (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。 	<p>(4) その他教育委員会が定めること。 (平成25年12月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第43号</p> <p>春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成25年12月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市西木辻町200番地の67 春日公民館西木辻分館</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市西木辻町200番地 八軒町自治会 会長 北岡明</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。 (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。 (4) その他教育委員会が定めること。 <p style="text-align: center;">(平成25年12月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第44号</p> <p>春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成25年12月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市大安寺四丁目4番34号 春日公民館大安寺分館</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市大安寺四丁目4番34号 大安寺地区自治連合会 会長 大西耕司</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。 (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
--	--

理に關すること。

- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第45号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町七丁目554番地の3

春日公民館済美南分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南京終町774番地の13

済美南地区自治連合会

会長 西上 裕大

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に關すること。
- (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に關すること。
- (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に關すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第46号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4

二名公民館二名分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二名一丁目2400番地の4

二名地区自治協議会

会長 井上 一雄

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に關すること。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に關すること。

- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に關すること。

- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第47号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

二名公民館西登美ヶ丘分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘五丁目8番8号

二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会

委員長 故山 政男

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に關すること。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に關すること。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に關すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第48号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号

京西公民館平松分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市平松一丁目28番2号

平松一丁目自治会

会長 森 辰己

- 3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に關すること。

- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第49号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 瓜生徵
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関すること。
(2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第50号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1379番地
歌姫町自治会
会長 吉村元志
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関すること。
(2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第51号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町128番地
白毫寺町連合自治会
会長 田村豊子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関すること。
(2) 飞鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 飞鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第52号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町自治会
会長 藤田正博
- 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第53号

都跡公民館尼辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路五丁目2番44号
都跡公民館尼辻分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市四条大路五丁目2番45号
都跡地区自治連合会
会長 藤田正博
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成25年12月26日掲示済)